

認定NPO法人取得セミナー

認定を目指すために

講師：三澤 章

【1】 2012年4月から新制度に

1. 認定機関が国税庁から所轄庁に
2. 事業型NPOも取得しやすくなった
3. 画期的な「仮認定」の制度もスタート
4. 事後チェック体制が強化された

1. 認定機関が国税庁から所轄庁に

認定機関が国税庁から所轄庁（都道府県・政令市）に変更された

認定NPO法人制度の根拠法が、租税特別措置法から、NPO法に変わった

2. 事業型NPOも取得しやすくなった

パブリック・サポート・テスト（PST）に、新たな
選択肢が2つ加わり選ぶことができる

建物建設や土地売買を目的とした特定資産を特定非
営利活動に関する事業費用とできる

3. 画期的な「仮認定」制度もスタート

PSTがクリアできなくても、他の基準を満たせば、利用できる「仮認定制度」がスタートした

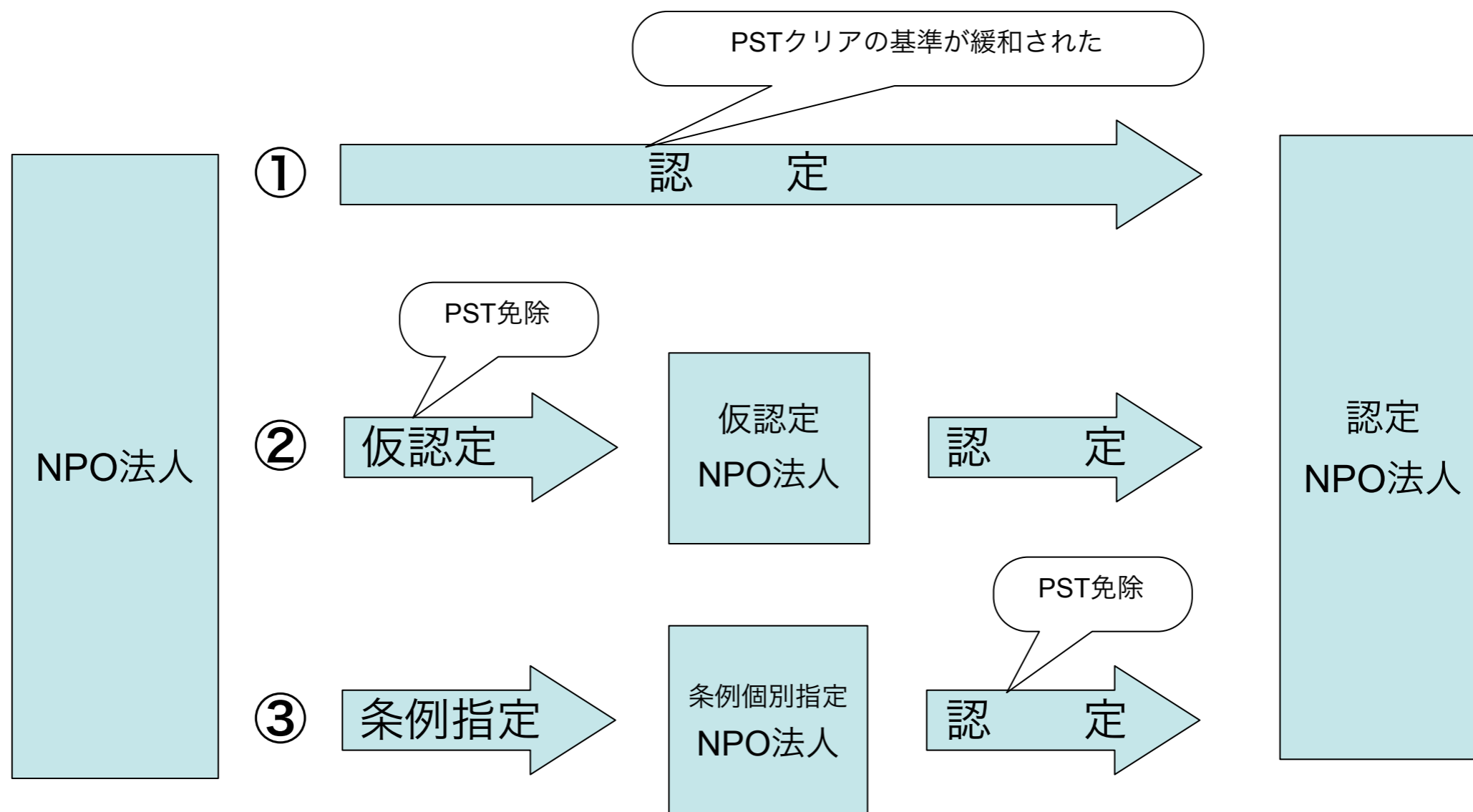
4. 事後チェック体制が強化された

仮認定制度の導入等により、認定NPOへの間口が広がる一方、事後チェックの体制は強化された

寄付者を水増ししたり、虚偽の記載をする等の不正に認定を取得した場合は、6か月以下の懲役が科せられる等罰則が強化されたほか

「立入検査→勧告→改善命令→認定取消」といった段階的な監督規定が導入された

【2】 認定NPO法人への3つのルート



【3】 認定と仮認定の違いを理解

1. 認定NPO法人制度には「認定」と「仮認定」が
2. 仮認定では寄付者名簿が不要
3. 仮認定でも、PST以外の基準は全て必要
4. 仮認定は3年間有効で、更新なしの1回限り
5. 仮認定に適用される優遇税制は限定的

1. 認定NPO法人制度には「認定」と「仮認定」が

設立から間もない団体を対象に、仮認定を助走期間として、認定取得へと応援するために、所轄庁による認定NPO法人制度では、新しい仕組みとして、「仮認定制度」が創設された。

2. 仮認定では寄付者名簿が不要

全体の収入に占める寄付金額の割合や寄付者の数で判定される「PST」が不要なので、まだ寄付収入が少ない団体であっても、仮認定を取得することができる。

「寄付者名簿」の作成・添付も不要

3. 仮認定でも、PST以外の基準は 全て必要

仮認定ではPSTが免除されますが、他の基準は全て満たす必要があります。意外とPST以外の基準をクリアできない団体も多いので注意

4. 仮認定は3年間有効で、更新なしの 1回限り

認定の場合、有効期間は5年間で、5年毎に更新する仕組みになっています。仮認定の有効期間は1回限り、3年間で、更新はありません

5. 仮認定に適用される優遇税制は 限定的

仮認定NPO法人が使えるのは「個人・法人」が寄付
した際の優遇税制だけ

【4】 「早期把握」 「早期対策」 が大切

1. 公益性が高く、組織や活動が適正か
2. 過去の「実績」が重要
3. 初回申請の実績判定期間は「2事業年度」
4. 基準を満たしていない事業年度は実績判定期間に
使えない
5. 認定基準の早期把握と早期改善が重要

1. 公益性が高く、組織や活動が適正か

認定NPO法人制度には、8つの認定基準が設定されています。これらの基準では、申請する団体の「公共性・公益性」「組織適正性」「情報開示性」をチェックします。認定基準は全て満たしていることが必要で、どれか1項目でもクリアできない基準がある場合は、認定・仮認定を受けることができません。

2. 過去の「実績」が重要

認定NPO法人制度は、将来の計画ではなく、過去の「実績」が審査・判定対象となっています。そのため、過去の実績や状況が重要となってきます。

3. 初回申請の実績判定期間は 「2事業年度」

過去の実績はどこまでも遡って審査・判定対象となるわけではありません。審査・判定対象となる期間のことを「実績判定期間」と呼びます。実績判定期間は事業年度が単位です。初回申請では、直近の2事業年度が実績判定期間となります。

4. 基準を満たしていない事業年度は 実績判定期間に使えない

一つでも基準を満たさない事業年度がある場合、その事業年度全体が実績判定期間に使えなくなります。その事業年度を除いて、基準を満たす事業年度を連続する2年度分貯めなければならないので、申請が1年度遅れることとなります。

5. 認定基準の早期把握と早期改善が重要

認定申請では、過去の実績が審査されるので、将来の認定取得に向けて、今から事前に準備しておくことが重要です。認定を取ろうと思ったら、とにかく早めに基準を確認し、満たしていない基準は対策を講じて改善して、2事業年度分の実績を貯めることが一番の早道です。

【5】 8つの基準と6つの欠格事由

認定NPO法人制度では、大きく分けて8つの認定基準と6つの欠格事由があります。基準をクリアしても6項目の欠格事由に該当する法人は認定・仮認定を受けられません。

基準の中心となるのは、パブリック・サポート・テスト

(Public Support Test : 以下、PST) です。PSTは、皆さんの団体が幅広く多くの市民から支持を受けている団体なのかを、「寄付」を物差しにして判定します。「寄付＝団体への信任・支持」と捉え、多くの市民から寄付を受けている

(支持されている) 公益性・公共性の高い団体は、PSTをクリアできるように設計されています

認定基準 1

PSTをクリアしていること 認

PSTには「相対値基準」「絶対値基準」「条例個別指定基準」の3種類の基準があります。

相対値基準は「収入の2割以上寄付」

絶対値基準は「3,000円以上の寄付者が100人以上」

条例個別指定基準は特殊な基準です

認定基準 2

活動のメインが共益的な活動でないこと 認 仮

次の活動の合計が50%未満

- 1, 会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供等
- 2, 特定のグループや特定の地域に便益が及ぶ活動
- 3, 特定の人物や著作物に関する普及啓発等の活動
- 4, 特定の者の意に反した活動

認定基準 3

組織運営が適性であること 認 仮

- 1, 役員の総数の内特定の役員及びその親族関係者等の占める割合が1/3以下
- 2, 役員の総数の内、特定の法人の役員や従業員の占める割合が1/3以下
- 3, 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し、保存している
- 4, 各社員（正会員）の表決権が平等
- 5, 支出した金銭について用途が不明なものや、帳簿への虚偽の記載がないこと

認定基準 4

事業活動について一定の基準を満たしていること 認 仮

- 1, 宗教活動及び政治活動、特定の政党・候補者への推薦・支持・反対等を行っていない
- 2, 役員や社員、職員、寄付者に特別の利益を与えていない
- 3, 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄附を行っていないこと
- 4, 実績判定期間において（特定非営利活動に係る事業費÷事業費総額）の割合が80%以上
- 5, 実績判定期間において（特定非営利活動の事業費に充てた額÷受入寄付金の総額）の割合が70%以上

認定基準 5

情報公開が適切であること

認

仮

認定申請書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合、応じること

認定基準 6

事業報告書等を所轄庁に提出していること

認

仮

毎年度、事業報告書や活動計算書を所轄庁に提出していること

認定基準 7

法令違反等がないこと 認 仮

1, 法令に違反する事実がないこと

(例：法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付している)

2, 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実がないこと

3, その他にも、公益に反する事実がないこと

認定基準 8

設立の日から1年を超えていること 認 仮

申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立から1年を超える期間を経過していること

欠格事由 1 認 仮

認定や仮認定の取消し原因に関係した理事で、取消しから5年以内の者が役員にいる団体

禁錮以上の刑の執行から5年以内の者、NPO法や暴力団対策関連法、国税・地方税関連法で罰金刑を受けて5年以内の者が役員にいる団体

欠格事由 2 認 仮

認定（仮認定）の取消しの日から5年を経過しない

欠格事由 3 認 仮

定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

欠格事由 4 認 仮

国税・地方税の滞納処分を課されてから3年以内の団体

欠格事由 5 認 仮

国税・地方税の重加算税を課されてから3年以内の団体

欠格事由 6 認 仮

役員に暴力団の構成員がいる他、暴力団等の統制下にある
団体

【6】 少額寄付・匿名寄付・役員寄付の 取扱いを理解する

1. 少額・匿名寄付と役員からの寄付は、一般寄付と扱いが異なります
2. 役員からの寄付は、相対値なら算入OK、絶対値ではカウントNG
3. 少額寄付は原則PSTで算入対象外
4. 匿名寄付も原則PSTで算入対象外
5. 社員（正会員）や職員からの寄付は一般寄付と同様に扱います

1. 少額・匿名寄付と役員からの寄付は、一般寄付と扱いが異なります

PST上、いくつかの寄付（寄付扱いできる会費等も含む）は区別して、特別な扱いをすることになっています。その対象となる少額寄付・匿名寄付・役員寄付の3つの寄付について、整理します。

2. 役員からの寄付は、相対値なら算入OK、絶対値ではカウントNG

自団体の役員（理事・監事）からの寄付は、相対値基準と絶対値基準、2つの基準で扱いが異なります。役員が寄付した際も、寄付金控除は適用されますが、役員が実績判定期間内で自団体に20万円以上寄付した場合は寄付者情報（氏名と金額）が公開対象となります。

3. 少額寄付は原則PSTで算入対象外

寄付金額が実績判定期間中の合計で1,000円未満の場合、少額寄付として扱われ、PSTで算入対象となくなります。ただし、相対値基準の小規模法人の特例を使うと算入可能です。また、少額寄付でも寄付金控除は対象になります。

4. 匿名寄付も原則PSTで算入対象外

寄付者の氏名や住所が分からない寄付金は匿名寄付として扱われ、少額寄付と同様にPSTで算入対象とならなくなります。ただし、匿名寄付も相対値基準の小規模法人の特例を使うと算入可能です。匿名寄付には寄付金控除が適用されません。

5. 社員（正会員）や職員からの寄付は一般寄付と同様に扱います

寄付者名簿には、「寄付金」として受け取ったものだけでなく、これまで述べてきたような寄付扱いできる賛助会費や助成金、協賛金等も寄付金同様に記載します。名寄せも忘れないよう注意します。

【7】 認定取得の検討ポイント

1. 認定NPO法人であることは「信頼の証」です。
2. 「認定特定非営利活動法人」という名称も法律で保護されています
3. 申請や報告の事務負担は増加
4. 認定取得を機会に、組織力アップを目指しましょう

【8】 毎年度の報告書類を忘れずに

1. 認定NPO法人は情報公開が強化されます
2. 期限までに報告書類を提出します
3. 海外送金や助成金支給の際にも報告義務があります
4. 事務所新設・廃止や定款変更の際にも注意します
5. 事務所がある各県にも報告書類を提出しなくてはなりません
6. 自主的な情報開示も進めましょう

【9】正しい「領収書」の発行が大切

1. 寄付者への領収書発行が重要
2. 領収書の発行時期や頻度、寄付金控除対象を検討
3. 必要な事項を忘れずに記載
 - 認定NPO法人等の名称、所在地
 - 所轄庁からの認定通知書に記載された番号、認定年月日
 - どのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄付金であるかの記載
 - 受領した金額と受領年月日
 - 寄付者の氏名と住所
 - (● 住民税の寄付金税額控除対象であるかの記載)
4. 寄付者名簿は5年間保管

【10】 認定が取り消されないよう、 最大限の注意を

1. 認定NPO法人は勧告・命令・取消の3段階で監督されます
2. 一番重い認定取消には義務的取消と任意的取消があります
3. 取消事由を役職員で共有し、抵触に注意します
4. 不正な認定取得には罰則があります

ご清聴、ありがとうございました。

資料作成にあたり、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会発行の認定NPO法人になるための運営指南書他を参考にさせていただきました。